

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月5日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂
同	砺山	和仁
同	渡辺	敏勝
同	中島	浩介

平成30年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

平成30年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる定期監査は、平成30年5月21日から平成30年7月24日までの期間において実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○平成30年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区分	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
指摘事項	5	2	7
指導事項	5	2	7
意見	1	3	4
計	11	7	18

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○指摘事項

ア 前渡資金の管理について

営業所に要する経費等として前渡された資金の管理については、長崎県交通局財務規程に定めるもののほか、平成29年8月に策定した「営業所における公金等管理マニュアル」によるものとされている。

しかしながら、長崎営業所の平成30年4月分の小口現金出納簿を確認したところ、受入高、支払高、小口残高及び総残高など十数か所について、同マニュアルで定められた訂正印での見え消し修正ではなく、修正液で修正されている。

また、月末の未精算前渡金の額を手書き訂正しているが、訂正印がなく、訂正者も記入されていない。

適正な事務処理を行うこと。

イ 長崎スマートカード発売・積増委託に係る精算について

当業務において、毎月の売上金を翌月に3回に分けて入金することとしている店舗があるが、売上金の一部を翌月に入金せず、翌々月に入金している。

契約に基づく履行を徹底させること。

ウ 営業・広報委託契約の委託料算出について

当契約の委託料算出において、委託料の積算根拠が明確でない。

適正な事務処理を行うこと。

エ たな卸について

バスカード（回数券）のたな卸において、販売業務委託先からの誤った報告に基づき、十分に確認を行わないまま受払明細書を作成したため、年度末の帳簿残高と実在高が一致しておらず、流動資産の倉庫品が過大計上となっている。

適正な事務処理を行うこと。

オ 契約事務について

バス停標柱更新等請負契約について、契約保証金納付前に契約締結を行っている。

また、契約書において、契約期間の開始日を具体的に記載せず、決裁日からとしている。

適正な事務処理を行うこと。

○意見

ア 経営状況について

当年度の事業収支は、新幹線建設工事に伴う交通局敷地内残地補償金等 8 億 741 万円を特別利益に計上したことにより、純利益が 7 億 5,337 万円となっており、その結果、累積欠損金は解消し、未処分利益剰余金 6 億 174 万円を計上している。

しかしながら、営業損益及び経常損益については、いずれも損失が生じ、前年度より収支が悪化している。

その要因は、乗合部門における高速シャトルバスの増便や貸切部門における修学旅行への営業強化など中期経営計画に掲げる各経営健全化策に取り組んだものの、貸切部門の減収に加え、軽油価格が上昇したことによるものである。

交通局を取り巻く経営環境は、少子高齢化及び人口減少等社会情勢の変化や軽油価格が上昇傾向にあることにより、引き続き厳しい状況にある。

平成30年3月に策定された「長崎県交通局経営計画」に盛り込まれた経営方針及びその具体的な戦略に基づき、さらに一層、職員一体となって経営基盤の強化に努める必要がある。

(2) 港湾整備事業会計（長崎港湾漁港事務所）

○指摘事項

ア タクシーチケットの管理について

当会計においては、各係長が係員からの口頭での申し出を受けタクシーチケットを交付したのち、タクシーチケット利用簿に入力しているが、平成30年3月分及び4月分のタクシーチケット利用簿において、タクシーチケットの頁が欠番になっているものや、利用年月日が前後しているものがある。

タクシーチケットについては、長崎振興局管理部長通知（平成29年5月29日付け）に基づき、適正な管理を行うこと。

イ 当会計が設置している遊具の安全管理等について

当会計は、近隣住民のため、小江地区（2箇所）及び小ヶ倉柳地区（1箇所）に遊具（滑り台）を設置している。

当年度に現地調査を行った結果、小江地区の1箇所については、危険性が認められたため撤去する予定として立入禁止等の措置を行っており、小ヶ倉柳地区については既に撤去しているが、小江地区の残り1箇所については、目視による確認は行っているものの安全性の確認がとれていない。

また、その現地調査に係る一連の経緯について、文書による記録が残されていない。

遊具の適切な管理を行うこと。

○意見

ア 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が3億2,818万円となっており、その結果、累積欠損金は19億6,420万円に増加している。

当年度は、毛井首地区の法面工事などにより維持工事費が増加し、また、たな卸資産の時価評価などにより資産減耗費が増加したため、収支が大幅に悪化している。

しかしながら、当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。

当会計は2020年度までに閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進する必要がある。

イ 土地売却について

当会計における造成土地の売却実績は、当年度においては9件、28,554㎡であり、前年度より2,100㎡減少しているが、当年度の売却目標（20,000㎡）は達成している。

前年度においては住宅団地マリンヒル三京を完売しており、住宅団地を除いた工業団地の売却実績で比較をすると、前年度に比べ5,957㎡増加している。

しかしながら、当年度末、長期貸付土地を除いた未売却地はまだ22.0haあり、その約9割は福田神ノ島及び沖平の2地区に残っている。

関係部局等とのより一層の連携を図り、具体的処理工程の立案と改定を適宜行いながら、当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に取り組む必要がある。

ウ 非売却地の移管について

会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務について

は、関係者と協議を行っているものの、当年度の移管実績は深堀地区の道路1件にとどまっている。

県関係部局等との連携をより一層密にし、当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。

3 指導事項

(単位：件)

項目	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
財産管理関係	3	0	3
契約関係	1	0	1
事務処理関係	0	2	2
会計処理関係	1	0	1
計	5	2	7

(別 紙)

○平成30年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予 備 監 査 年 月 日	委 員 監 査 年 月 日	監 査 委 員 氏 名
長 崎 県 交 通 事 業 会 計 交 通 局	平成30年5月23日 ～ 平成30年5月24日	平成30年7月24日	濱 本 磨 毅 穂 砺 山 和 仁 渡 辺 敏 勝 中 島 浩 介
長 崎 県 港 湾 整 備 事 業 会 計 長 崎 港 湾 漁 港 事 務 所	平成30年5月21日 ～ 平成30年5月22日	平成30年7月24日	濱 本 磨 毅 穂 砺 山 和 仁 渡 辺 敏 勝 中 島 浩 介